

政令第二十六号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二の見出しを「（平成三十年度及び平成三十一年度における後期高齢者負担率）」に改め、同条中「平成二十八年度及び平成二十九年度」を「平成三十年度及び平成三十一年度」に、「百分の十・九九」を「百分の十一・一八」に改める。

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。